

1 明日香村小委員会報告に盛り込むべき事項（案）

2 〔 諮問「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層
3 進めるための方策はいかにあるべきかについて」 〕

4
5 1．明日香村の歴史的風土の保存の経緯

6
7 (1) 明日香村の「古都」指定

8
9 戦後の急激な都市発展に伴い、京都、奈良、鎌倉にも宅地開発の波が押し寄せ、これらの都市の景観を守ろうとする世論の高まりを背景に、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下、「古都保存法」という。)が議員立法により制定され、これにより、保存すべき歴史的風土の概念の明確化、法令に基づく「古都」の指定、歴史的風土特別保存地区の設定と同地区における土地利用や行為の制限及びこれらに対する土地の買入等の損失補償制度を措置。

10
11
12
13
14
15
16 古都保存法における「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地域を有する都市とされ、京都市、奈良市、鎌倉市の3都市が法律で直接規定されたほか、同政令に基づき、以下の要件に該当する5都市(現在7都市)を指定。歴史的文化的遺産が周囲の田畑、山林や家並みのほか、農業を中心としてきた住民の日常生活活動等の自然的、人文的環境と一体となり、飛鳥文化の中心地であると同時に、我が国の律令国家の体制がはじめて形成された土地であることを偲ばせるよすがとなる極めて特色ある歴史的風土を形成している明日香村も、わが国を代表する古都の1つに指定。

17
18
19
20
21
22
23
24 第1 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること

25
26 第2 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること

27
28
29 第3 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること

30
31
32 (2) 明日香法制定へ

33
34 古都に指定された後も、三大都市圏の1つである近畿圏に位置する明日香村は、大阪等の大都市の発展に伴うスプロールの影響が周辺に及ぶに至り、その歴史的風土を住民生活との調和を図りながらより一層の保存を図るため、当面の措置として歴史的風土特別保存地区等の拡大、環境整備、税の減免等

1 を盛り込んだ昭和45年の閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土及び文化
2 財の保存等に関する方策について」を経て、昭和54年、内閣総理大臣から
3 歴史的風土審議会への諮問「明日香村における歴史的風土と地域住民の生活
4 との調和を図るための方策について」に対し、「明日香村の特性に鑑み、特
5 別の立法措置により国家的見地から歴史的風土保存のための方策及び住民
6 生活安定のための措置を講ずべき」との答申が行われ、これを受けて、昭和
7 55年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関す
8 る特別措置法」(以下、「明日香法」という。)が制定。

9 以来、明日香法に基づき、「明日香の古京を逍遙すれば誰しも日本のこの国
10 が如何にして形成され、如何なる経路をたどってきたかを回想せずにはおら
11 れない」と称された明日香村では、全村を歴史的風土特別保存地区に指定す
12 るなどの現状凍結的な土地利用規制を行ってきた一方、明日香村整備計画の
13 策定や国の補助割合の特例、明日香村整備基金等の措置により、歴史的風土
14 の保存と住民生活の調和が図られてきたところ。

15 16 (3) 明日香村の歴史的風土保存の意義

17
18 明日香法制定に至るまで、及び明日香法制定後の取り組みが十分有効に機能
19 してきたことは、現在の明日香村の姿、すなわち他に類をみない歴史的風土
20 を現在も良好な状態で保存していることを見れば明らか。

21 とすれば周囲の情勢に従って経済性を優先させた地域づくりを選択する
22 という可能性もあったであろうが、これまでの経緯、そして村民の理解と協
23 力の下に歴史的風土の保存を優先させたことが、「日本人の心のふるさと」
24 である、わが国を代表する古都の歴史的風土の維持につながったことを我々
25 は確認しておくことが必要。

26 近年は、景観法、歴史まちづくり法の制定やその活用状況に見られるように、
27 基礎的自治体である市町村が主体となり、地域の景観や遺された歴史的文化的
28 遺産等を地域の個性や貴重な社会的共通資産として見直し、これらの喪失
29 を防ぐとともに、その利活用を図る地域づくりの重要性はますます高まって
30 きているところ。今や明日香村は歴史と共存する都市の魁となっているが、
31 これは、これまでの歴史的風土の保存に係る取り組みが、歴史的な重要性の
32 みならず、農村の原風景、日本のまほろばといった多様な価値を生み出し、
33 その価値が歴史的風土保存の取り組みに作用し、その循環が繰り返されると
34 いう、言わば「歴史的風土保存とそれにより生み出された価値が相互に作用
35 し発展的向上がもたらされた」ことによるものであり、このことを改めて認
36 識することが今後の取り組みの有効な指針となるものと考えられる。

37

2. これまでの取り組みについて

明日香法の大きな柱の一つである土地利用についてみると、明日香村歴史的風土保存計画を基本とし、村全域にわたって定められている歴史的風土特別保存地区を、現状変更を厳に抑制しそのままの状態により歴史的風土の維持保存を図る第1種歴史的風土保存地区と、主に住民の生活・生産基盤である集落や農地等を含むエリアにおいて住民生活との調和を図りつつ著しい現状の変更を抑制して弾力的に維持保存を図る目的で設定された第2種歴史的風土保存地区に区分され、都市計画法に基づく風致地区等が相俟って土地利用規制が行われてきた結果、明日香村の全域にわたって歴史的風土は良好な状態で保存されているところ。

もう一つの柱である生活環境の整備等に関し、第1次明日香村整備計画期間は、歴史的風土を国民的な文化資産として開発の波から守るとともに、各種規制による経済活動の停滞等がもたらす村財政の脆弱さと、それに伴う行政サービスの低下を防ぎ、相対的に立ち遅れている生活環境及び産業基盤の整備等を積極的に推進することに重点。

第2次整備計画期間も、生活環境等の整備が依然として満足すべき水準に至っていなかったことから、高齢化、産業構造変化等の社会経済情勢の変化に対応しつつ、引き続き生活環境等の整備を推進。

第3次整備計画期間には、依然として根強い生活環境等整備の必要性・要望への対応に加え、歴史的風土の創造的活用の観点から施策を推進。

このように、3次にわたる整備計画によって、住民生活を支える道路、下水道等の基幹的インフラの整備水準の向上が図られ、住民生活の安定と利便の向上に大きく寄与。

併せて、主として住民生活の安定や利便増進のために行われる事業や歴史的風土を凍結的に維持保存する事業に充てるために設けられた明日香村整備基金により、建築物や工作物の意匠・形態等の歴史的風土との調和が一定水準に保たれ、また、国民への歴史的風土の重要性の普及啓発を目的に、歴史的風土の創造的活用により、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場としての整備を推進する事業に活用するために設けられた明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金等の措置により、史跡地周辺整備、各種オーナー制度や特産品の開発・育成などの取り組みが行われ、歴史的風土保存に対する住民の理解と協力、意識の醸成が図られてきたところ。

その結果、現在では、明日香法による村民の規制感は薄らぎ、明日香法による村の発展や活性化の効果への評価が高まっているなど、村民の意識には大きな変化が見られるところ。

また、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策につ

1 いて」(H45.12.18 閣議決定)を受け、昭和46年度より事業が開始されてい
2 る国営公園については、祝戸、石舞台、高松塚周辺、甘櫛丘の4地区が概成
3 開園しており、年間約110万人の来園者を迎え、うち約4割は近畿圏外か
4 ら来園しているなど、明日香村における交流・集客拠点を形成。

5 6 3. 明日香村を巡る現状と課題

7
8 以上のようにこれまでの取り組みは一定の功を奏してきたが、一方で社会経
9 済情勢の変化等に伴い、数々の課題が顕在化。

10 11 (1) 社会経済情勢に伴う変化

12
13 人口減少社会の到来により、開発圧力は低下。

14 一方、明日香村では周辺と比べて人口減少、高齢化の進展の度合いが高く、
15 担い手不足と産業構造の変化も相俟って農林業等の地域産業の衰退が顕在
16 化してきており、村の活力低下が危惧。

17 農林業の衰退に伴い、経営耕地面積は明日香法制定当時の約半分にまで減少
18 し、耕作放棄地や手入れの行き届かない山林も増加してきており、明日香ら
19 しい景観の重要な構成要素である田園景観への影響も懸念。

20 村の財政についても、歳入・歳出ともに減少傾向であるなど、厳しい状況は
21 継続。

22 また、金利水準の大幅な低下に伴い、明日香村整備基金の運用益は近年更に
23 低下。

24 平成10年3月の歴史的風土審議会意見具申「今後の古都における歴史的風
25 土の保存のあり方について」においては、歴史的風土保存とその前提となる
26 住民生活等との一層の調和を図るため、凍結的保存からきめ細かな維持保全
27 活用への展開の必要性が指摘され、これを受け、平成11年3月の同審議会
28 答申「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層
29 進めるための方策はいかにあるべきかについて」では、歴史的風土の創造的
30 活用による地域活性化の必要性が盛り込まれたところ。

31 以降、歴史的風土の創造的活用に対する意識・機運の向上等を背景に、各種
32 オーナー制度等の取り組みが定着・拡大しつつあり、農産物直売所や地元農
33 産物の特産品化・加工販売の動きも活発化しているなど、従事者の所得のみ
34 ならず意欲の増進や、都市住民等との交流促進にもつながる新たな取り組み
35 が見受けられるところ。

36 なお、明日香村の歴史的風土によって移住や就農希望に係る潜在的な需要は
37 高いものの、受け入れのためのシステムが不十分なため、人口誘導には結び

1 ついていない状況。

2
3 (2) 歴史的風土の保存の状況

4
5 法制定後 30 年近くが経過しようとしている今もなお歴史的風土が概ね良
6 好に維持保存されているものの、歴史的風土や周辺の景観になじまない建築
7 物や工作物等（明日香法制定以前から残されている工作物等、住宅デザイン
8 の多様化によるもの、広告物や自動販売機、伝統的な街並みにおける電線・
9 電柱）の個別の課題が散見されるところ。

10 土地利用に関し、古都に指定以降、無計画な開発を防止するとともに保存区
11 域内であっても計画的な開発による保全が図られるよう求められ、適切な土
12 地利用を誘導すべく、明日香法制定以前から市街化区域が設定されているも
13 のの、現在では市街化区域内ではミニ開発や農地が虫食い状に散在している
14 状況なども散見。

15 現在では 50 ha 余りに達している古都保存法による買入地は、村内に広範囲
16 に点在し、田園景観の維持に寄与するよう活用されている部分もあるが、維
17 持管理費の減少、広範囲に点在していること等が管理水準の低下につながり、
18 景観への支障が懸念される部分も増えてきているところ。

19 一方で、伝統的街並みの残る集落では、自動販売機の板囲いによる修景や景
20 観と著しく不調和な看板の撤去などの景観保全活動や、集落へのにぎわいを
21 取り戻すためのイベントなど、住民主体の取り組みが展開されているところ。
22 また、遊休地等において、明日香の歴史的風土や景観の保全に賛同する幅広
23 い地域からのボランティアや企業による景観保全活動も行われているとこ
24 ろ。

25
26 (3) 歴史的文化的遺産の状況

27
28 多くの歴史的文化的遺産が広範囲に分布し、それらは潜在的価値の高いもの
29 が多く、平成 19 年には「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が世界遺産
30 暫定一覧表に追加記載されたところであるが、埋蔵されているものが多いた
31 めに視覚的にもわかりにくい。

32 これまで国、県、村でそれぞれ調査が行われてきており、相当の蓄積がある
33 ものと考えられるが、多くの人に対してわかりやすくまとまっているとは言
34 い難い状況。

35 また、歴史的文化的遺産全体に共通する方針の下に、関係機関が連携してそ
36 の保存や利活用を図っているという状況になく、それぞれの歴史的文化的遺
37 産や関連施設の相互の結びつきが意識されにくく、さらには解説等も不十分

1 であるため、誰もが明日香村の歴史文化に親しめるという状況にはなってい
2 ない。

3 4 (4) 観光や交流の状況

5
6 高松塚壁画が発見された後のいわゆる飛鳥ブームとなった昭和50年代の
7 ピーク時は、明日香村を訪れる観光客数は年間約180万人を数えたが、以
8 降減少し、現在は70万人前後で推移。

9 近年になって、都市住民との交流に資する各種オーナー制度、地元特産品の
10 開発等の取り組みが行われているものの、宿泊滞在型の観光や情報提供等の
11 ニーズへの対応が不十分であり、自動車、自転車、周遊歩道等も含めた村内
12 交通に関し計画的・体系的な取り組みが行われていない状況。

13 特に、周遊歩道については、昭和45年の閣議決定に基づき、主要拠点間を
14 結びつけるものとして設けられたものの、老朽化、機能等の点で課題を抱え
15 ており、せっかくの資産が十分に活用されていない状況。

16 観光関連施設の誘導による地場産業等の振興を目的に設定されている「にぎ
17 わいの街特別用途地区」が十分に活用されておらず、にぎわい拠点の形成に
18 至っていない状況。

19 20 4. 今後の取り組みの方向性

21
22 住民の生活基盤が一定程度確立され、歴史的風土の創造的活用による新たな
23 取り組みも拡大しつつある一方、人口減少や少子高齢化に伴う村の地域活力
24 に関わる課題が進展する中で、これからも歴史的文化的資産と自然的・人文
25 的環境が一体となって織りなす有り様を住民の理解と協力の下に後世に引
26 き継ぐべく維持するため、歴史的風土保存に対する住民の意識の向上を活か
27 し、歴史的風土の創造的活用は引き続き図るべき。

28 その際、引き続き国や県からの支援を得る、あるいは連携しつつも、明日香
29 村においても、立ち遅れた公共施設の整備水準の向上によるナショナルミニ
30 マムの確保から、地域の実情に応じた望ましい発展を目指す段階にあること
31 に鑑み、明日香村の主体性を活かし、明日香村の自立性を高めていくことも
32 必要。

33 また、明日香村に係る取り組みは明日香村のためだけではなく、他に類を見
34 ない明日香村の歴史的風土というわが国を代表する貴重な財産を守り引き
35 継いでいくための国策であることから、その歴史的風土の価値を共有すべく、
36 都市、多様な主体、世界との交流にも重点を置いた取り組みが求められると
37 ころ。

1 5 . 今後取り組むべき施策のあり方

3 明日香村の歴史的風土は、そこに住む人々の生活の営みの中で形成され受け
4 継がれ、今ある姿そのものが1300年の集積であることに誇りを持ち、次
5 世代へと引き継いでいくべきもの。

6 近年、各地において地域固有の文化、伝統等を継承していく重要性が認識さ
7 れ、歴史を活かしたまちづくりが活発化する中で、いわばその魁ともいえる
8 明日香村は、今後ともその歴史的風土の保存や活用を自信をもって進めてい
9 くべき。特に、歴史的文化的遺産の整備・活用、明日香村らしい集落景観等
10 の保全・創出、歴史的風土を活用した農林業、観光等の振興を図ることは重
11 要であり、これらを有機的に関連づけながら重点的に取り組むことこそ、明
12 日香村の持つ魅力を一層高め、将来の村民生活や産業の重要な基盤になるこ
13 とを認識すべき。

15 1) 土地利用のあり方

17 これまでの取り組みにより、生活環境基盤の整備は進んできたが、人口の減
18 少傾向に歯止めがかかるには至っていない状況。

19 定住人口の確保は、歴史的風土及びそれを支える村の存立に関わる喫緊の課
20 題であることから、市街化区域や既存集落が集積している区域における空閑
21 地、明日香村の風土に適した良質なストックである空き家の有効活用により、
22 受け皿となる住宅地等を確保やコミュニティの維持・向上を図るとともに、
23 無秩序な開発行為を防止し、明日香村全体としての歴史的風土や景観の質の
24 向上を図ることが必要。

25 その際、移住希望者に対しては土地や空き家に係る情報提供や村民との交流
26 の機会の提供等のしくみを充実するとともに、村民に対しては土地や空き家
27 の活用を働きかけるなど、理解と協力を求める啓発を進めることが必要。

28 また、古都保存法による行為の制限に対する措置として買い上げられた古都
29 保存法による買入地については、むしろ景観の維持・向上をリードするよう
30 な管理活用を促進するための措置を講じるべきであり、歴史的風土、景観、
31 歴史的文化的資産等との関係を踏まえたきめ細かな管理活用方策が講じら
32 れるべき。

33 そのためには、県と村において古都保存法による買入地及びその周辺の管理
34 や利活用の方針の共有を図り、景観の維持・向上など歴史的風土の質を高め
35 るよう、村の主体性を活かした地域の実情に応じた管理活用のためのしくみ
36 及び支援措置が必要。

1
2 2) 歴史的風土にふさわしい景観の維持・向上
3

4 明日香法（古都保存法）をはじめとするこれまでの枠組みによる歴史的風土
5 の保存は相当程度の効果をあげているものの、個別に散見される個々の建築
6 物や工作物のデザインの不統一等を防ぎ、今後も村民全員の協力の下に、歴
7 史的風土、景観を望ましい状態で維持するためには、地域主導によるよりき
8 め細かな景観に係るルール（景観計画、景観条例）を設け、これに基づく各
9 種取り組みを推進することが必要。

10 その際、観光や交流の促進に資するよう、眺望場所や動線に配慮した景観形
11 成を意識することも必要。

12 また、稲淵の棚田など、これまでの古都保存法の枠組みではとらえられない
13 価値をもつ景観については、文化財保護法に基づく文化的景観に係る検討も
14 進めるべき。

15 明日香村では、全域が古都保存法に基づく歴史的風土特別地区及び都市計画
16 法に基づく風致地区に指定されていること、また多くの歴史的文化的資産が
17 存在していることに鑑み、これまでの枠組みとの有機的な連携を図るため
18 には、景観計画の策定に当たっては、国や県をはじめとする関係者からなる景
19 観協議会を組織・活用することが求められるところ。

20 明日香村の景観を形成している主な主体は住民であり、明日香村にふさわし
21 い景観の維持・向上を図るためには住民の参画を推進することが必要。

22 景観に係るルールづくりが検討される機会を活用し、併せて法制定以前から
23 存在する景観阻害要因の改善を促進するための措置を講じるべき。さらには、
24 歴史的風土の保存について、景観計画との関係のほか、歴史的風土保存計画
25 策定後の文化財の状況や土地利用変化、今後の取り組みの方向性を踏まえ、
26 第1種・第2種歴史的風土保存地区の区域、行為規制の考え方等について点
27 検することが望ましい。

28 また、企業やボランティア等の多様な主体、いわゆる「新たな公」との連携
29 による景観保全活動の一層の推進も図るべき。「新たな公」による景観保全
30 活動の展開については、景観の維持・向上をはじめ、景観保全に係る行政コ
31 ストの軽減、多くの人々への歴史的風土に対する啓発、交流の促進とそれに
32 伴う村民の歴史的風土に対する意識の醸成など様々な波及効果が期待され、
33 推進に当たっては、活動機会の提供、活動の初期段階の支援などが求められ
34 るところ。

35
36 3) 歴史的文化的遺産の保存と利活用
37

1 明日香村の歴史的文化的遺産の潜在的価値は高く、これらを包含した歴史的
2 風土の保存に当たっては、国内外の多くの人々の理解と協力を得ることが望
3 ましい。

4 これまでにも歴史的文化的遺産の保存と利活用に係る整備、展示等の取り組
5 みが行われてきており、また、飛鳥京を構成する飛鳥京跡苑池、飛鳥水落遺
6 跡、酒船石遺跡等の整備が求められている中で、明日香を訪れる多くの人々
7 に明日香をよりよく識ってもらい、交流の促進を図るためには、明日香の歴
8 史展示等のあり方についての関係機関の共通認識の醸成が必要であり、その
9 ためには県が中心となり、国、村等関係機関の協力を得て、歴史展示等のあ
10 り方の検討を行い、それを次期整備計画に反映させることが必要。

11 歴史的風土及び文化財の保存・活用を目的として設置された国営公園につい
12 て、その集客力を活かし、明日香村の歴史・文化を訪れる多様な人々がわか
13 りやすく体験できるよう、歴史文化学習の拠点施設として役割の充実を図
14 ることが必要であるとともに、国営公園の各拠点地区間や飛鳥資料館、万葉
15 文化館等の中核的展示施設、史跡等とのネットワークの強化や、明日香村の
16 歴史的風土をより多くの人々が実感できるよう、利活用を意識した史跡整備、
17 本物の文化財に接する機会、CG技術の活用等によるソフトの充実により、
18 視覚的にも理解しやすい利活用方策の導入も必要。なお、利活用を図るに当
19 たっては、世界遺産としてのふさわしさへの配慮も必要。

21 4) 歴史的風土を活用した産業振興による地域活力の向上

23 明日香村の歴史的風土はこれまでの時代の変遷を経て現在に至っており、今
24 日的には田園風景が明日香らしさを象徴する重要な構成要素の一つとなっ
25 ており、担い手の減少や遊休地等の増加など厳しい状況が顕在化しつつある
26 もの、明日香らしさを維持するためには「農」空間の維持・再生を意識し
27 て取り組むことが必要。

28 そのため、引き続き必要に応じ農業基盤の整備を図るとともに、担い手の確
29 保のための取り組みを充実し、集落における農業生産活動の維持や耕作放棄
30 地の再生等を通じた田園景観の維持・再生への支援や、また、農産物販売所
31 や特産品開発等の従事者の所得と意欲の向上につながる取り組みが功を奏
32 しつつある点や、オーナー制度など観光や交流の機会拡大にも寄与する取り
33 組みに着目し、これらの取り組みが地域活力の向上のほか、歴史的風土の保
34 存にもつながることを意識して推進することが必要。また、明日香村の知名
35 度を活かし、明日香ブランドの確立・普及を積極的に取り入れ、付加価値の
36 向上や販路開拓を図ることも有効。

37 さらに、荒廃農地の解消や減少を図り、定住人口の確保にもつなげるため、

1 農地の賃借等による効率的な利用の促進が重視されている状況も踏まえ、
2 UIJ ターンや定年帰農などの新たな担い手の誘導・育成にも重点的に取り組
3 むことが必要。

4 他の地域にはない貴重かつ魅力的な資源が存在しているものの、そのメリッ
5 トを十分に活用していないことも地域活力減退の主な要因の一つ。また、明
6 日香村の特長である歴史・文化を支える産業は観光であり、そのため、専門
7 家を活用するなど、来訪者のニーズの把握などの確な現状分析を行い、観光
8 に係る総合的・戦略的・計画的な取り組み方策を検討・立案し、この中で観
9 光・交流に資する取り組みが位置づけられることが必要。

10 来訪者の増加を図るためには、まずは国内外への明日香村の魅力のPRが極
11 めて重要であることに鑑み、県をはじめとする関係機関との連携による体制
12 の強化や、来訪者のニーズに対応した村内も含めた情報提供方策・手段の充
13 実が必要。

14 宿泊に関しては、目的や利用形態を的確に把握し、宿泊施設の充実、イベン
15 トや体験プログラムとの連携、情報提供の充実を図るなど、ハード・ソフト
16 の両面で多様な宿泊滞在利用ニーズに対応できるような展開を図るべき。

17 観光・交流を支える基盤の観点からは、コミュニティバス、レンタサイクル、
18 周遊歩道など主要な手段を含めた村内における交通体系の現状を再点検し、
19 来訪者の満足度の向上が図られるよう、明日香村にふさわしい交通計画のあ
20 り方を再構築することが必要。特に周遊歩道については明日香の魅力をより
21 識ってもらうために不可欠の施設であり、ルートも含め、快適性、利便性、
22 安全性の観点から総点検し、その機能が十分発揮されるよう再整備を図るこ
23 とが必要。

24 また、県内及び周辺の観光拠点との連携により、観光エリアの拡大を図るこ
25 とも効率的かつ効果的であることから、広域周遊型観光の充実による観光交
26 流促進を図ることも望まれるところ。

27 にぎわいの街特別用途地区への観光を中心としたにぎわい関連機能の積極
28 的な誘導を加速するため、住民の主体的な取り組みを推進してにぎわい拠点
29 の形成を進めるとともに、無電柱化や建築物等の修景等による街並みの景観
30 向上を図り、明日香村のもう一つの魅力的な資源として、伝統的な民家によ
31 り形成されている古い街並みを活用すべき。

32 33 5) 今後の支援のあり方

34
35 明日香村整備計画は、国が策定する基本方針に基づき、生活環境及び産業基
36 盤の整備等について、中長期的かつ総合的な視点から、今後進めるべき施策
37 の大綱として奈良県がとりまとめるもの。基本方針については、これまで述

1 べてきたような新たな課題等への対応の方向性を反映した見直しが行われ
2 るべきであり、これに伴い、整備計画についても、継続及び積み残し事業等
3 への対応に加え、明日香村を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえるとともに、
4 明日香村の将来像の実現に向けて、歴史的風土の創造的活用、自立、交流の
5 それぞれの視点を重視して策定される必要があり、明日香村の将来像の具現
6 化を図るための国・県・村の共通の指針として機能させることが必要。

7 人口減少、高齢化の進展等に伴う地域活力の減退も相まって、村の財政状況
8 が厳しい中で、明日香村の将来像の実現に向け、整備計画の推進及び国の貴
9 重な財産である歴史的風土保存のためには引き続き、国、県の支援は不可欠。
10 これまでの生活環境の整備充実に加え、古都買入地の管理活用や「農」空間
11 の維持・再生など歴史的風土の質の向上に係る取り組みや、観光・交流を振
12 興するための取り組みへの重点的支援が必要。また、明日香村整備基金の運
13 用益が創設以来最も厳しい状況にさらされている状況にある中で、歴史的風
14 土の創造的活用に加え、明日香村の主体的取り組みの一層の推進や、歴史的
15 風土の保存のためのきめ細かな景観の維持・向上対策等が必要となっている
16 状況に対応するため、これまで明日香村の歴史的風土の創造的活用に必要な
17 役割を果たしてきた歴史的風土創造的活用事業交付金についても拡充・強化
18 が必要。

19 なお、整備計画をはじめとする明日香村に係る施策を的確かつ着実に推進す
20 るため、村の現状や各種施策の実施状況を定期的に把握・検証・評価し、こ
21 れを踏まえてより効果的な施策実施につなげるマネジメントの仕組みを導
22 入することが求められるところ。これにより、行政のみならず住民やボラン
23 ティア等を含めた関係者すべてが自らの取り組みの位置づけやその成果・効
24 果を実感できるとともに、一層明日香村への愛着が高まり、より深みや広が
25 りのある施策や例えば農業、観光、文化財といった各分野の施策の効果的な
26 連携などの戦略的な取り組みの企画立案・実施への寄与が期待される。